

# 鳥取県就農研修交付金事業実施要領

制定 平成 27 年 10 月 22 日付第 201500107421 号

鳥取県農林水産部長通知

## 第 1 趣旨

この要領は、鳥取県就農研修交付金交付要綱（平成 27 年 10 月 22 日付第 201500107421 号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に定めるほか、就農研修交付金（以下「本交付金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

## 第 2 事業対象者

本事業の対象者は次の要件をすべて満たすものとする。

- 1 鳥取県立農業大学校において実施する職業能力開発促進法（昭和 44 年 7 月 18 日法律第 64 号）に基づく公共職業訓練（以下「アグリチャレンジ研修」という。）または鳥取県立農業大学校研修課程実施要領第 2 の 2 の規定に基づき実施する先進農家実践研修（年間 150 日以上かつ年間 1,200 時間以上であること。以下「先進農家実践研修」という。）を受講する者
- 2 鳥取県に在住または在住予定であり、主業として農業に就業する意欲を有する者
- 3 就業予定時の年齢が 65 歳未満の者
- 4 次に掲げる給付の受給資格を有していない者
  - (1) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 16 条の規定による基本手当又は同法第 37 条の規定による傷病手当
  - (2) 雇用保険法第 48 条の規定による日雇労働求職者給付金
  - (3) 国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 10 条の規定による退職手当
  - (4) 鳥取県訓練手当支給規則（昭和 42 年鳥取県規則第 11 号）第 2 条の規定による訓練手当
  - (5) 国の支給する職業訓練に関する手当
  - (6) 国が別に定めるところにより実施される農業次世代人材投資事業による農業次世代人材投資資金（以下「農業次世代人材投資資金」という。）（準備型）

## 第 3 事業の内容

本事業の内容は、本県の地域農業の担い手となり得る農業就業希望者が、アグリチャレンジ研修または先進農家実践研修を受講する場合に、本交付金を交付する事業とする。

## 第 4 研修受講状況の確認

鳥取県立農業大学校は、本交付金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）の各月の研修受講状況が明らかとなる次に掲げる書類を、翌月 15 日までに経営支援課に提出するものとする。

- 1 アグリチャレンジ研修においては、出席簿の写し
- 2 先進農家実践研修においては、鳥取県立農業大学校研修課程実施要領の規定に基づき作成する先進農家実践研修月別研修記録簿の写し

## 第 5 研修の中止及び休止

- 1 交付対象者は、研修を中止する場合、中止届（様式第 1 号）を県に提出する。
- 2 交付対象者は、病気等により研修を 1 か月以上休止する場合は、県に休止届（様式第 2 号）を提出する。

- 3 休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届（様式第3号）を県に提出する。

## 第6 就農報告、就農状況報告及び就農状況の確認

- 1 先進農家実践研修における交付対象者は、研修終了（研修を途中で中止した場合を含む。以下同じ。）後、独立・自営就農（農業従事日数が年間150日以上のものに限る。以下同じ。）、雇用就農（雇用期間の定めのない契約を締結するものに限る。以下同じ。）又は親元就農（経営主から専従者給与が支払われるものに限る。以下同じ。）した場合は、就農後1か月以内に就農報告（様式第4号）を県に提出する。
- 2 先進農家実践研修における交付対象者は、就農後2年間、就農状況報告書（様式第5号）を1年毎に作成し、県に提出するものとする。なお、農業次世代人材投資資金（経営開始型）を受給している者については、農業次世代人材投資資金の規定に基づき提出する就農状況報告を様式第5号とみなすことができる。
- 3 県は、就農状況報告書が提出されたときは、必要に応じて交付対象者等への面談等により、研修終了者の就農状況を確認するものとする。

## 第7 交付金の返還

交付対象者は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ定めるところにより本交付金の全部を返還しなければならない。ただし、疾病や災害等やむを得ない事情として知事が認めた場合にはこの限りではない。

- 1 第4の研修実施状況の確認により、適切な研修を行っていないと県が認めた場合。
- 2 先進農家実践研修において、年間150日以上かつ年間1,200時間以上研修を実施しない場合。
- 3 先進農家実践研修終了又は中止後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。
- 4 第6の就農状況の確認により、交付対象者が2年間、就農を継続していない場合。

## 第8 他の事業との整理

過去にアグリスタート研修支援事業、市町村農業公社等就農研修支援事業（以下「関連事業」という。）を活用した就農研修を実施した者が本事業を活用する場合の本交付金の交付期間は、関連事業の助成を受けて実施した研修期間を減じた交付期間とする。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年10月22日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。